

有資格者の常駐を行わないサービス付き高齢者向け住宅の要件について

サービス付き高齢者向け住宅の登録申請（更新申請を含む）において、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定に関する法律施行規則第11条第一号に掲げる者（以下「有資格者等」という）が常駐しないこととして、同条第五号の「入居者の処遇に支障がない場合」及び「入居者の承諾を得た場合」とは、以下のとおりとする。

1. 「入居者の処遇に支障がない場合」とは、次の(1)(2)のいずれにも該当すること

(1) 入居者に次のア、イに該当する者がいないこと

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項の要介護状態又は要支援状態である者

イ 健康状態が悪化しており、体調に急変が生じるおそれがある者

(2) 入居後に上記(1)の該当者が発生した場合又は新型コロナウイルス感染症の蔓延等により面会制限の実施や来訪者の健康状況の把握が必要となった場合など、入居者の安全を確保するために必要な場合に直ちに常駐ができるよう、体制の準備がされていること

2. 「入居者の承諾を得ている場合」とは、次のいずれかの方法により、入居者全員から常駐しないことの承諾が得られていること

(1) 入居契約の条項に規定する。

(2) 承諾書を作成し受領する。

※ 運営にあたっては、常駐の有無については、入居者の状況や社会状況の変化も踏まえ、入居者の処遇に支障がないよう、適切に判断願います。